

利用者のために

本報告書は、平成26年10月から平成27年9月までの調査結果を集計したものである。

I 広島県人口移動統計調査

1 甲調査

(1) 集計方法

住民基本台帳法に基づく1か月間の転入、転出、出生、死亡等の状況を甲調査票により取りまとめて集計する。

なお、平成24年7月1日現在分までは、外国人については、外国人登録法に基づいて集計していたが、平成24年8月1日現在分からは、外国人も住民基本台帳により集計する。

(2) 人口・世帯数の推計方法

ア 人口

直近の国勢調査による人口を起点とし、転入、転出、出生、死亡等を加減して推計値を求める。

イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から推計値を求める。

※平成27年国勢調査の速報値が公表されたが、推計人口・世帯数は、平成27年国勢調査の確定値が公表されまでの間は、平成22年国勢調査による人口・世帯数を基準に推計している。

(3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で毎月推計するが、5年毎に実施される国勢調査結果との間に差異が生じるため、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正している。補正方法は5年間で生じた乖離人口及び世帯数を月毎に均等配分する方法による。

(4) 人口増減

ア 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときを社会増加、転出者数の多いときを社会減少と表現する。

イ 自然増減

出生数と死亡数の差から求め、出生数の多いときを自然増加、死亡数の多いときを自然減少と表現する。

2 乙調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて市区町窓口で転入、転出の届出を行った者が、自計申告により記入した乙調査票を、届出日より1か月ごとまとめて集計する。

(2) 用語の定義

ア 移動者

- (ア) 県内移動者：県内の市区町から県内の他の市区町へ移動した者
- (イ) 県外転入者：他県から県内の市区町へ移動した者
- (ウ) 県外転出者：県内の市区町から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者：転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者：移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

イ 移動の理由

- (ア) 就職：新たな就職、卒業と同時に就職
- (イ) 転勤：同一企業内の勤務場所の変更
- (ウ) 転業・転職：現在の仕事・勤め先の変更
- (エ) 退職・廃業：退職や廃業
- (オ) 就学：学校に入学・転校
- (カ) 卒業：学校を卒業（修了）（卒業と同時に就職するときは就職）
- (キ) 婚姻関係：結婚、離婚、養子縁組など
- (ク) 住宅事情：新築、転宅など
- (ケ) その他：上記のどの区分にも該当しないもの

(3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、プラスの場合は転入超過、マイナス（△）の場合は転出超過を示す。

(4) 試算値

結果の概要（乙調査）で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数(A)と、乙調査による転入者数、転出者数(B)が一致するように補正を行ったものである。

補正は、乙調査の年齢（階級）別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値(C)に、(A)／(B)を掛けることで補正数値(C^{*})を求める方法による。

(5) U・J・Iターン県外転入者

県外転入者のうち、次の条件を満たし、かつ、県内に5年以上居住する見込みがある者。

- ア Uターン：15歳時の住所地が県内で、中国地方を含む県外から転入
- イ Jターン：15歳時の住所地が広島県以外の中国地方で、中国地方以外の県外から転入
- ウ Iターン：15歳時の住所地が中国地方以外の県外で、中国地方を含む県外から転入

II その他

- 1 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。
 - － 該当数値なし， △ マイナス（減少）
- 2 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 3 「増減数」、「増減率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 4 本書に関する問い合わせ先

広島県総務局統計課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL：082-513-2533（ダイヤルイン）

メール：soutoukei@pref.hiroshima.lg.jp

この報告書の内容は、広島県のホームページでも提供しています。

ホームページアドレス

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinkoudoutyosa.html>